

「地雷対策と平和の持続：より良い成果のためのパートナーシップの強化」  
に関する安保理公開討論における  
石兼国連代表部特命全権大使の書面ステートメント（仮訳）  
（2021年4月8日）

議長、

重要な本件公開討論の開催に係る安保理議長の取組及び報告者の発言に感謝します。

当時日本も安保理理事国として共同提案国となり、2017年にコンセンサス採択された安保理決議第2365号が示すように、安保理は地雷対策に積極的に取り組んできています。他方、残念ながら、地雷やそのほかの爆発物による被害は特にアフガニスタンやイエメンなどの紛争地域を始めとする世界中で発生し続けています。従って、安保理がこの非常に重要な問題を再度議論し、諸国の平和、安全、安定に対する脅威に対処するという決意を新たにすることは非常に重要なことです。

同時に、地雷は何よりもまず人間の安全保障に対する深刻な脅威です。対人地雷禁止条約の採択と1999年の発効への途を開いたのは、市民社会が人間の安全保障に関する懸念を唱えたことでした。20年以上にわたり、貯蔵地雷の着実な廃棄や、被害が甚大な国々における地雷原の継続的な除去を含め、これまで20年以上にわたり大きな進歩がありました。依然、地雷は人々の生命・生活・尊厳を脅かし、人間の安全保障の実現を妨げています。

ランドマイン・モニターによれば、2019年中においては、55か国やその他の地域において、少なくとも5,554名の地雷・不発弾による被害が確認され、このうち2,170人が死亡しています。地雷対策は、人命を救います。効果的な地雷対策は、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の実現及び「誰一人取り残さない」というコミットメントの尊重に貢献するものです。地雷対策を進めていく上で、人間の安全保障の観点からは我々の検討に不可欠です。

議長、

日本は、地雷対策支援を長らく外交優先事項に据えてきました。日本は、深刻な対人地雷・不発弾被害を受けている国に対する継続的な支援、地域協力・南南協力の推進、地雷・不発弾の被害者に対する包括的な支援の3点に重点を置いています。

2019年度だけを例にとっても、国連地雷対策サービス部（UNMAS）を始めとする関係国際機関並びにNGOとも連携しつつ、23か国・地域において、総額約3,70

0万米ドルの支援を実施しました。また、2019年までの5年間で、約2億1,200万米ドルを超える地雷対策支援を実施しています。

直近では、本年2月、日本は、ソマリア警察の即席爆発装置（IED）対策及び爆発物対処能力向上のため、より多くのソマリアの人々がIEDの脅威から保護されることを目的とし、国連地雷対策サービス部（UNMAS）に対する400万米ドルを超える供与を決定しました。

議長、

対人地雷対策に係る国際目標は、2019年に行われた対人地雷禁止条約第4回検討会議において刷新されました。日本は、2025年までに「可能な限り対人地雷のない世界」を実現するとの目標に向けて、オスロ行動計画の履行に最大限貢献するとともに、地雷被害者に対する支援を継続していきます。日本はまた、オタワ条約に署名、締結していない全ての国に対して、早期に署名、締結するよう呼びかけます。日本は、国連、国連加盟国及び市民社会団体と連携しつつ、地雷対策において積極的な役割を果たし続けます。

（了）